

契約管財局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	免税軽油(港湾局)第1四半期 買入(単価契約)	33:石油類	港石油(株)	61,560	平成28年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
2	平成28年度1万分1精度地図データほか2点 借入	158:情報処理用機器	(株)昭文社	2,592,000	平成28年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
3	業務系及び庁内情報ネットワーク用電子計算機組織一式 借入	158:情報処理用機器	(株)日立製作所	296,511,840	平成28年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号	W2	適用
4	平成28年度2500分1精度地図データ 借入	158:情報処理用機器	(株)ゼンリン	15,303,168	平成28年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
5	航空気象情報支援機器一式 借入	158:情報処理用機器	(株)ウェザーニューズ	3,369,600	平成28年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
6	統合基盤システム サーバ機器等増設部品 長期借入(平成28年度増設分)	158:情報処理用機器	日立キャピタル(株)	217,274,400	平成28年5月9日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号	W2	適用
7	地図データ(その2) 買入	26:OA機器・用品	(株)ゼンリン	2,160,000	平成28年5月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
8	大阪市駐車場共通プリペイドカードリーダー 買入	19:産業用機器	アマノ(株)	6,467,040	平成28年6月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
9	メインストレッチャー 修繕	27:医療用機器	日本船舶薬品(株)	3,170,016	平成28年6月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	

1

随意契約理由書

1 案件名称

免税軽油（港湾局）第1四半期買入（単価契約）

2 契約の相手方

港石油株式会社

3 随意契約理由

当局では、渡船を2隻（12.00t・19.54t）ならびに、巡視船を1隻（10.00t）保有しています。

渡船は、木津川の大正区船町地区と住之江区平林地区を結び人と自転車を運ぶものとして運航しており、給油頻度は月に2回程度です。

巡視船は、大阪港を利用する船舶が港内を安全に航行し、係留できるよう、港を常に良好な状態に維持することを目的としており、港内の上屋・荷さばき地・水域施設・係留施設・外郭施設の状態監視等を行うために運行しており給油頻度は月に5～6回程度です。

渡船及び巡視船ともに、日々稼働しており、渡船は入出港する時刻の合間に、巡視船は巡視業務時間の合間に適宜給油を行う必要があります。

各船への給油方法は、次の5つの方法が考えられます。

- ① 船舶給油施設へ操船して直接給油する
- ② 給油船（バージ船）による定けい場での給油
- ③ タンクローリ車による陸上からの給油
- ④ ドラム缶で購入・給油
- ⑤ 鶴町基地での給油

②及び③の給油方法については、給油時間の事前調整が必要であることや、1回の給油量が少なく、給油回数が頻繁であることから給油業者の確保が困難な状態です。また、渡船については、定けい場が自動車等の通行できる道路と離れているため③の給油方法是对応できません。

④の給油方法については、本件船舶の各定けい場にオイルフェンス等の設備がなく、また、危険物取扱者がいないため給油できません。残る⑤の給油方法については、当局の他担当が所有している給油タンクまで向かい給油する方法であるが、本件船舶の各定けい場から、鶴町基地まで給油に向かうのに時間がかかること及び、当該給油タンク取扱担当との給油時間等の調整が発生し効率的ではありません。

以上の理由により、本件船舶の給油方法については、①の方法により行うこととしますが、各定けい場に近接し、渡船については入出港する時刻の合間に、巡視船については巡視業務時間の合間に適宜給油を行うことが可能な船舶給油施設を所有する業者は、港石油のみであります。

よって、港石油と特名随意契約を依頼します。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

港湾局総務部経営監理担当（調達）

電話番号 06-6615-7716

2

随意契約理由書

1 案件名称

平成28年度1万分1精度地図データほか2点借入

2 契約の相手方

株式会社 昭文社

3 随意契約理由

本案件は市民からの119番通報があった際に、災害現場に最も早く到着する消防隊や救急隊を出動させるための基礎となるものであり、消防隊や救急隊が緊急出場する際の走行ルートや消火栓を決定するための地図として利用されているものである。

そのための要件として、主要道路や交差点名称、ガソリンスタンドなどの目標物が記載され、丁目ごとに色分け表示される等視認性に優れたものでなければならず、かつ年に1回以上のデータ更新により最新の地図であることが必要である。

これらの要件をみたすデータベース用地図データは上記業者が製作している「MAPPLE」しかなく、中間業者を介さず、直接販売（賃貸）されているものである。（直接販売証明書は消防局にて保管）

以上の理由から、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（情報システム） （電話番号 06-4393-6573）

3

随意契約理由書

1 案件名称

業務系及び庁内情報ネットワーク用電子計算機組織一式 借入

2 契約の相手方

株式会社日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

大阪市情報通信ネットワーク内で稼動している業務系ネットワーク、庁内情報ネットワーク、基盤間連携ネットワークそれぞれで使用する機器の契約は、ソフトウェアの開発業者とハードウェアを同時に選定する内容で調達を実施し、選定にあたっては提案要請方式により、その評価を行った結果、株式会社日立製作所関西支社と契約を締結し、業務系ネットワーク用機器については平成 8 年 12 月から、庁内情報ネットワーク用機器については平成 14 年 2 月から、それぞれ借入を開始している。

なお、当該機器については、機器調達における本市の要件として、特に、職制改正等に伴う機器設置拠点の改廃や移転等による機器の追加・撤去・交換等に柔軟に対応することが必須となっており、リースによる契約では、機器の撤去・交換に伴う契約変更の際に違約金が発生することから、レンタル契約を選択している。

平成 28 年度においても、引続き当該ネットワーク用機器の借入れを行うものである。大阪市情報通信ネットワークを安定稼働させるためには、障害時における迅速な対応が必要となるため、既存機器を熟知しているネットワーク保守業者から借入れる必要がある。万が一、本庁舎、ATC、区役所等の各庁舎といった主要拠点に設置しているネットワーク用機器を総入れ替えしなければならなくなれば、それに伴う機器の環境設定やソフトウェアのインストール、動作確認テスト等といったネットワークの再構築が必要となり、その結果、長期間にわたってネットワークが停止することになる等、本市の各業務に重大な支障をきたすことになる。

また、増設機器についても、既設機器を含めた設計・検証等が必要になるため、大阪市情報通信ネットワークを熟知しているネットワーク保守業者から借入れる必要があり、万が一、ネットワーク保守業者が保守可能な機器を借入しなければ、ネットワークの安定稼働の確保が困難になるとともに、既設機器との接続確認、動作確認テスト等の作業が膨大となる。

したがって、現行機器が実現している性能・品質を背景とした本市の求める業務上の要件を満たし、業務を円滑に進めるためには、上記業者の製品を引続き借入する必要があり、本契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 10 条第 1 項第 2 号に該当するため、これに基づき随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 10 条第 1 項第 2 号

5 担当部署

総務局行政部 IT 統括課（電話番号 06-6543-7131）

4

随意契約理由書

1 案件名称

平成28年度2500分1精度地図データ借入

2 契約の相手方

株式会社 ゼンリン

3 随意契約理由

本案件は市民からの119番通報を受けて、迅速に災害発生地点を特定するために消防情報システムで使用する地図データを借り入れるものである。

そのための要件として、詳細住所（号、番地）や地下街の詳細情報及び居住者名、店舗名が表記されていなければならない、年に1回以上のデータ更新により最新の地図であることが必要である。

これらの要件を満たすデータベース用地図データは上記業者が製作している「Zmap-TOWNⅡ」しかなく、中間業者を介さず直接販売（賃貸）されているものである。（直接販売証明書は消防局にて保管）

以上の理由から、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（情報システム） （電話番号 06-4393-6573）

5

随意契約理由書

1 案件名称

航空気象情報支援機器一式 借入

2 契約の相手方

株式会社 ウェザーニューズ

3 随意契約理由

業者選定理由

本案件について、複雑多様化、広域化する災害に対処する消防ヘリコプターは、24時間常時航空気象情報を入手する必要がある、迅速な飛行と安全性を強化するため本装置が必要であり、本装置を使用するものとする。

選定要件として、①24時間常時気象情報サービスが可能なこと②衛星回線による気象情報の配信ができること③航路上気象情報解析ができること④落雷情報が入手できること。以上の要件により、気象業務法第18条第2項及び第19条の2による気象業務許可事業所を調査の結果、上記要件を満たすのは、株式会社ウェザーニューズのみである。

従って、航空気象情報支援機器一式借入については、上記事業者と契約するものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（航空隊） （電話番号 072-992-4900）

6

随意契約理由書

1 案件名称
統合基盤システムサーバ機器等増設部品 長期借入（平成 28 年度増設分）

2 契約の相手方
日立キャピタル株式会社

3 随意契約理由

統合基盤システムは、平成 25 年 7 月 18 日に契約締結した「統合基盤システムサーバ機器等長期借入（以下、「本体契約」という。）」により本体機器の借入を開始しており、本調達には国民健康保険等システムおよび介護保険システムが接続するために必要なディスク等の増設部品を調達するものである。

今回調達する増設部品については、単体で稼働するものではなく、本体に追加し、設定することで稼働するものである。統合ストレージ・バックアップ装置は製造メーカーの独自かつ高度な技術がされた製品であり、他の製造メーカーの部品は接続できず、本体機器の製造メーカーの部品を調達する必要がある。また、本体と増設する部品は一体として稼働するため、障害対応などの保守作業を実施する際は本体と部品を切り分けて実施することができず、全ての保守作業が統合ストレージ・バックアップ装置全体に影響が及ぶことになる。障害発生時に迅速かつ適切な対応を実施するためには、本体と増設部品に対する一体的な保守作業が必要不可欠である。統合基盤システムは、本市行政の根幹となる住民基本台帳等事務システムなどの住民情報系基幹システムが利用するため、安定稼働を大前提としており、障害発生による稼働停止のリスクは極力低減することが求められている。安定稼働を実現するためには、本体契約の受注業者と契約する必要がある。

そのため、本体契約の調達仕様書には、平成 26 年度および平成 28 年度の増設予定を記載するとともに、増設時は本体契約受注業者との随意契約を締結し、契約金額は本体契約入札時の割引率を適用する旨を記載している。本件調達は、大阪市随意契約ガイドラインに定められた随意契約理由「W2」に該当し、本体契約の調達仕様書の記載のとおり、本体契約受注業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 10 条第 1 項第 2 号

5 担当部署
ICT戦略室 ICT統括担当（電話 06-6543-7127）

随意契約理由書

1 案件名称

地図データ（その2） 買入

2 契約の相手方

株式会社ゼンリン

3 随意契約理由

製品指定理由

現在、環境管理課交通騒音振動対策グループでは、騒音規制法第18条に基づく自動車騒音常時監視について、環境省が製作・配布している面的評価システムを用いて実施している。本システムでは、住居戸数から環境基準達成状況を計算するため、個々の住居戸数情報が含まれる地図ソフトが必要であることから、システム上稼働可能な環境省推奨の地図データのうち、㈱ゼンリン製 Zmap-TOWN II が、唯一、個々の住居戸数情報を含む地図データであるため指定する。

業者選定理由

上記製品（地図データ）は、株式会社ゼンリンが唯一直接販売しているため、上記業者と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 事業担当

環境局環境管理部環境管理課 交通騒音振動対策グループ

電話番号：06-6615-7941

8

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市駐車場共通プリペイドカードリーダー 買入

2 契約の相手方

アマノ株式会社

3 随意契約理由

本機器は、大阪市営駐車場におけるプリペイドカードを読取るためのカードリーダー機器である。本機器の法定耐用年数は5年であるが、十三駐車場および谷町駐車場において既に設置後10年が経過しており、プリペイドカードの読取り不良等が発生するなど機器自体の経年劣化が進んでおり、駐車場利用客に多大な迷惑をかけている。したがって、駐車場運営や駐車場利用客の円滑な運用を維持するため、本機器の買入れを行うものである。

また、本機器はプリペイドカードを導入するにあたり旧オムロン株式会社の独自技術にて開発されたものであるため、当該会社の製品でないと使用できず、他社からは調達できない。

なお、当該機器の製作および販売については、旧オムロン株式会社より上記業者に営業譲渡されている。

以上のことから、本機器の製作および販売が出来る業者は上記業者のみであり、随意契約をするものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局管理部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7261）

9

随意契約理由書

1 案件名称

メインストレッチャー修繕

2 契約相手方

日本船舶薬品(株) 大阪営業所

3 随意契約理由

救急車に搭載されているメインストレッチャーは、搬送される傷病者が直接乗車する部分にあたり、その安全性の確保は必須である。従ってメインストレッチャーを分解・点検・修理する場合は、使用する部品の品質や安全性が保証されており、また構造・特徴を十分に理解したうえで整備する必要がある。

当該メインストレッチャーを製造したファーノワシントン社(以下「メーカー」という。)は、ファーノ・ジャパン・インク日本支社を日本国内における独占代理店に任命している。上記業者は、ファーノ・ジャパン・インク日本支社が指定する、大阪府内における救急市場の唯一の販売代理店であり、メーカーにより品質・安全性が保証された純正部品の入手や、点検・整備技術の提供並びに指導をメーカーから受けており、当該メインストレッチャーの安全かつ確実な点検・整備が可能な唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課(機械器具開発) (電話番号 06-4393-6191)